

徳島県告示第五百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和七年十一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市神田瀬町字北大地二九番四及び二四番一の一部	小松島市金磯町九番一〇号	ベイ・サイド有限会社
同 芝生町字東居屋敷一八番三	徳島市沖浜町明治開三四番地	レリープ株式会社
同 江田町字敷地前七四番三	同 八万町新貝一〇三番地の一 カーサ八万Ⅰ一〇三号室	西川 勇也 西川 美紀